

## 旅館業営業許可申請に必要な書類等の一覧

必要な書類等	備 考	チェック欄	
①旅館業営業許可申請	「旅館業営業許可申請書 記入例」を参照して作成		
営業施設の構造を明らかにする図面	②施設の配置図	敷地と道路の位置関係及び申請する施設の配置が分かる図	
	③施設の各階の平面図	③-1 各階全体の平面図（寸法が記載されているもの）	
		③-2 客室の内法面積が分かる図面 （「図面作成時の注意点」参照）	
	④施設の四面の立面図	立面図、透視図、若しくは施設の外観の写真	
	⑤玄関帳場（フロント）の詳細図	玄関帳場の構造が分かる立面図又は写真 （「図面作成時の注意点」参照） ※玄関帳場（フロント）の機能を代替する設備を有する場合は、フロント代替設備調査票（記入例参照）	
	⑥階層式ベッドの断面図	階層式のベッドのある客室がある場合は、その断面図 （「図面作成時の注意点」参照）	
⑦浴槽等の構造図面	⑦-1 入浴設備の調査票（記入例参照）		
	⑦-2 配管系統図（ろ過器、集毛器、塩素注入機等の位置関係や循環湯の補給場所等、入浴設備の構造が分かるもの）（「入浴設備の構造設備基準」参照）		
営業施設付近の見取り図	⑧縮尺 1/3000 以上の地図 「地図見本縮小版」を参照して作成 ※縮尺 1/3000 以上=100mが 3.3cm 以上		
⑨標識の設置場所を記載した書面	当該設置場所が公衆の見やすい場所であることが分かる図面及び配置図等（「標識の設置について」参照） ※他の添付書類（②や③-1等）に書き込んでも構いません。		
⑩洗面用水の水質検査成績書の写し （洗面用水が水道水以外の場合）	国公立衛生試験機関等の水質検査成績書の写し （「許可申請時の水質検査について」参照）		
⑪浴用水の水質検査成績書の写し （浴用の水が水道水以外の場合）	※ 原本照合するため、原本もお持ちください。 ※ <u>水質検査成績書の取得には、1か月以上を要する場合があります。詳しくは検査機関にお問い合わせください</u>		
⑫定款又は寄附行為の写し （法人の場合）			
⑬規約の写し（健康保険組合、管理組合法人、宗教法人等の場合）			
旅館業の申請手数料	22,060円（令和4年9月現在）		

- ※ 上記の添付書類のほかに、次の書類の提示をお願いします。（確認後、返却します。）
- ・ 消防関係手続書類（適合通知書、検査済証、消防署の収受印が押印してあるもの等）
  - ・ 自主管理の手引書
  - ・ 申請者が法人の場合は、商業登記事項証明書（原本）
- ※ 前営業者の旅館業営業廃止届又は住宅宿泊事業の廃業等届出書が必要です。  
（現に旅館業の許可を取得している施設又は住宅宿泊事業法の届出をしている施設について）